



倒産の危険を回避するための 経営安定特別相談室

相談は出来るだけお早めに!!

中小企業の多くは、経営の悪化、手形不渡等により、倒産寸前の事態に直面した場合、その処理能力に乏しいため、被害を深めて倒産する事例が多くみられます。

経営安定特別相談室は、商工会議所会頭が委嘱した商工調停士を中心に、これを補佐する弁護士・中小企業診断士などによって構成されていますが、倒産のおそれのある中小企業から事前相談を受けて、倒産の防止、あるいは倒産にともなう諸問題の解決を図ります。

- いつでも、ご相談に応じられるようなシステムになっております。
- ご相談の内容は、すべて「秘密厳守」ですからご安心ください。
- お申し込みにあたり、あらかじめ、あなたの企業の経営に関する資料をご用意くだされば、より一層、的確で迅速な対処が可能になります。
- ご相談の費用は、すべて「無料」です。ただし、法的手続きを弁護士に委任するような場合は、相談申込み企業の負担となります。

業務内容

- ① 経営・財務内容の把握と分析
- ② 再建方法の検討
- ③ 当面の資金手当・手形処理などの指導
- ④ 債権者、銀行などへの協力要請
- ⑤ 受注あっせん、事業転換などの指導
- ⑥ 再建が困難とみられる場合の円滑な整理方法・法的手続きの対策など
- ⑦ <中小企業倒産防止共済制度>などの諸制度の紹介
- ⑧ 経営安定に関する講習会などの開催



相談申込み

電話での申込み
来室での申込み



相談内容の検討

経営・財務内容の
把握と分析
倒産防止の方策の検討



倒産回避

債権者等関係者への
協力要請
円滑な整理方法の検討
法的手続き等の指導・助言

相談室の構成

■ 商工調停士とは

「経営安定特別相談室」において、中小企業の倒産に係る諸問題の円滑な解決のための相談・指導を総括するのがその職務です。商工調停士は、商工会議所会頭又は都道府県商工会連合会会長よりその職務を委嘱されています。

■ お申し込みにあたって

相談室では、お申し込みにあたっては、危機に陥った経緯など簡単な相談内容を聞かせていただくと共に、今後の相談・指導の参考にさせていただくため、必要な資料の提出をお願いします。また、ただちにご都合の良い相談日を定め、この相談について商工調停士を中心とした相談室の対応・体制を整えます。

■ 対応策の検討

ご相談を受けますと、相談室では、商工調停士を中心に弁護士・公認会計士・税理士・中小企業診断士等各分野の専門家が、相談者の経営・財務内容の把握と分析を行い、倒産防止の対応策を検討します。